

# 特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク 理事会運営規程

2021年 3月20日 理事会決議・施行

## 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下「当法人」という）定款第39条の4の定めに基づき、理事会の運営に必要な事項を定める。

### (理事会の種別)

第2条 理事会は、定款第34条各号に定めた理事会の招集理由およびその他の理由ごとに下記の種別に分類する。

- (1)通常会 理事長が必要と認めるときに開催する理事会
- (2)臨時会 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときに開催する理事会
- (3)特別会 定款第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったときに開催する理事会
- (4)互選会 理事の改選により理事長等の互選を行うために招集する理事会もしくはこれを目的事項に含む理事会

## 招集に関する事項

### (臨時会の招集)

第3条 臨時会は、招集すべき条件を満たした日から14日以内に招集しなければならない。

- 2 臨時会の招集すべき条件を満たした日とは、理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面が事務局に到達した日をいう。
- 3 前項の書面は、電磁的方法によるものを含むものとする。

### (特別会の招集)

第4条 特別会の招集の請求があったときは、請求があった日から14日以内に招集しなければならない。

- 2 理事長が14日以内に招集できなかった場合、定款第35条の定めによらず監事が特別会たる理事会を招集する。
- 3 前項による招集をするときに、監事が複数名就任しているときは、就任中の監事の合議により、就任中の監事全員または就任中の監事を代表する監事のいずれかが招集する。

### (互選会の招集)

第5条 理事の任期の満了等、理事の改選により理事長等の互選が必要になることが判明しているときは、あらかじめ現任の理事長名をもって互選会の招集を通知しなければならない。

- 2 前項により招集するときは、総会に於いて理事に選任されることが招集の前提となる旨を記載しなければならない。
- 3 理事長等互選対象の職にある者のみが退任もしくは欠けたことを原因とする互選会は通常会と同様に招集する。

### (オンライン会議とする場合の招集)

第6条 理事会をオンライン会議で行うときは、招集通知において会場欄にオンライン会議の会場となるURLを明記しなければならない。

### (みなし開催を前提とする招集)

第7条 理事会の会議事項を回議もしくは稟議によって決裁するために招集する理事会（定款第39条の2のみなし開催を前提として招集するとき）は、オンライン会議によって開催することとして招集する。

### (招集通知を送付すべき者)

第8条 招集通知はつぎの各号の者に送付しなければならない。

- (1)理事
- (2)監事
- 2 本規程第5条第1項の規定によって送付する招集通知は、前項各号の候補者となっている者に送付する。

(招集手続きの省略)

第9条 理事ならびに監事全員の同意があるときに限り、招集手続きを省略することができる。

- 2 前項により招集手続きを省略したときは、議事録に理事ならびに監事全員の同意があったので招集の手続きを省略して開催した旨記載しなければならない。
- 3 招集手続きを省略して開催した理事会は通常会とみなす。

## 定定数および出席者に関する事項

(定足数)

第10条 理事会は開催をする日に現に就任している理事の総数の3分の1以上の出席（書面により評決をした理事の数を含む）がなければ開会することができない。

(オブザーバー)

第11条 理事会には定款に定める者の他に、次に掲げる者がオブザーバーとして出席し、発言することを認める。

- (1)監事
  - (2)事務局長および事務局長が指定した事務局係員
  - (3)その他、理事会が必要と認めた者
- 2 理事会は前項第1号および第2号の者の出席は拒むことができない。

(理事会の傍聴)

第12条 当法人の会員（全ての会員種別をいう。以下本規程において同じ）から理事会の傍聴の請求があったときは、傍聴不許可理由に該当する場合を除きこれを承認する。

(傍聴不許可理由)

第13条 次の場合は、会員からの傍聴の請求を拒まなければならない。

- (1)個人情報を含む議案のあるとき
  - (2)会員の身分、会費に関する事項ほか会員の処分・報告等に関する議案があるとき
- 2 次の場合は、会員からの傍聴の請求を拒むことができる。
- (1)傍聴に必要な席が確保できない場合
- 3 傍聴者によって理事会の進行・運営に支障を来す行為があったとき、議長は傍聴者の一部もしくは全員の傍聴を拒み議場からの退席を命ずることができる。

## 議事に関する事項

(理事長欠席時の議長)

第14条 理事長が欠席し、もしくは特別利害関係者として議案の審議に参加できないときは、定款第15条の規程を採用して職務を代行する。

- 2 定款15条に定めた職務代行者のすべてが欠席しているときは、出席している理事の互選により議長を定める。

(互選会の議長)

第15条 総会において選任された理事に、改選前の理事が存するときは改選前の理事のうち最も職位の高い者が議長となる。

- 2 総会において選任された理事の全員が新任であるときは、互選により議長を定める。
- 3 前項の規定により互選会の議長を選任するときは、議長就任までの議事運営は事務局長が司会として行う。

(議事録に付加して記載すべき事項)

第16条 定款ならびにこの規程に定める以外に、理事会の種別ごとに次に掲げる事項を付加して記載しなければならない。

- (1)臨時会における議事録
  - イ 理事総数の3分の1以上からの招集の請求があったことを原因として招集した旨
- (2)特別会における議事録
  - イ 定款第15条第5項第5号の規定により監事から招集の請求があったため招集した旨

(発言録の作成)

第17条 理事の多数が必要と認めるときは、発言録の作成を事務局に命ずることができる。

2 発言録の作成を命ずるときは、会議冒頭でその旨を命じなければならない。

(議事録の回付)

第18条 事務局は議事録の作成後遅滞なく理事および監事の全員に議事録を回付する。

2 第17条第1項で作成した発言録についても前項の規定に基づいて取り扱う。

## そ の 他

(理事会運営に関する事務)

第19条 理事会の運営に関する事務は、事務局がこれを所掌する。

(改正)

第20条 この規程は理事会の決議により改正することができる。

(以下余白)

**INTENTIONALLY LEFT BLANK**

このページは、印刷時のため意図的な空白として挿入しています